

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年7月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500067号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500030号

第1 結論

請求者のA事業所における平成30年12月28日の標準賞与額を6万7,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成7年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年12月28日

請求期間について、A事業所から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、オンライン記録によると、令和3年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同じ事業主で現存するB社から提出された請求者に係る賞与支給控除一覧表、請求者から提出された預金通帳及び課税庁から提出された平成30年分給与支払報告書により、請求者は、A事業所から標準賞与額6万7,000円に相当する賞与(6万7,920円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(6,130円)を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役又は経理や社会保険事務に係る担当者であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響力を

持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、請求者は、請求期間において、A事業所の人事、経理等の事務を担当し、給与計算及び社会保険事務にも携わっていたが、賞与の届出に係る事務は行っていない旨陳述している。

また、B社の事業主は、請求者の請求期間当時の業務内容について、一般の事務員として窓口業務以外の事務に携わっており、社会保険事務、給与及び賞与計算事務の担当者は不明であるものの、当該事務の責任者は事務長であった旨回答している。

これらのことから、請求期間の賞与について、請求者が厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出に関して権限を有していたとは認められず、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難いことから、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月28日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500001号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500029号

第1 結論

令和3年7月1日から令和4年3月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

令和3年6月30日及び令和3年12月10日について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年7月1日から令和4年3月1日まで

② 令和3年6月30日

③ 令和3年12月10日

令和3年4月1日より、A社のB職になったが、その際の基本給が違ったことがわかった。事業主からの届出により、請求期間の標準報酬月額及び標準賞与額が訂正され、差額が支払われたが、請求期間の年金記録は、実際に支払われた給与及び賞与額より低い額となっている。

調査の上、差額支払後の標準報酬月額及び標準賞与額を保険給付の対象となる記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社より提出された請求者の給与明細書、賃金台帳及び差額計算書(以下「給与明細書等」という。)により、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下「差額支払後の本来の標準報酬月額」という。)(22万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(令和3年7月及び同年8月は19万円、令和3年9月から令和4年2月までは20万円)を超えていることが認められる。

一方、A社の社会保険事務担当者(以下「事務担当者」という。)は、差額支払分の厚生年金保険料は控除していない旨陳述しており、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(令和3年7月及び同年8月は19万円、令和3年9月から令和4年2月までは20万円)は、上述のオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定または決定し、こ

れに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は差額支払後の本来の標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②及び③について、A社から提出された請求者の賞与明細書、賃金台帳及び差額計算書（以下「賞与明細書等」という。）により、請求者の差額支払後の賞与額（請求期間②は22万2,564円、請求期間③は20万3,622円）に見合う標準賞与額（請求期間②は22万2,000円、請求期間③は20万3,000円）は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間②は20万7,000円、請求期間③は19万円）を超えていることが認められる。

一方、上記1のとおり事務担当者は、差額支払分の厚生年金保険料は控除していない旨陳述しており、賞与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（請求期間②は20万7,000円、請求期間③は19万円）は、上述のオンライン記録の標準賞与額と同額であることが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は差額支払後の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③の標準賞与額については、賞与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額がオンライン記録の標準賞与額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

- 3 このほか、請求期間①、②及び③について、請求者の主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③において、請求者の主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。